

豪雪地帯対策特別措置法の改正に関する意見書

特別豪雪地帯は、特に甚だしい積雪のため、住民生活や産業振興等さまざまな面において無雪地帯との格差があり、そこに暮らす住民にとって、この格差解消は悲願であります。

こうした中、特別豪雪地帯の集落に対する冬期対策の特別措置を定めた豪雪地帯対策特別措置法第14条(特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例)及び第15条(特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例)が平成13年度末で3回目の期限切れを迎えます。しかし、制度創設以来30年が経過し、当初課題とした冬期孤立集落の解消はおおむね達成されたものの、依然雪崩危険箇所や線形不良等の雪道ネック路線が多数残っているばかりでなく、高齢化・過疎化により集落の自立機能が低下しており、集落住民のライフスタイル等の変化に対応した特別豪雪地帯対策の見直しが必要となっております。

よって、政府及び国会におかれては、豪雪地帯対策特別措置法第14条及び第15条が平成13年度末で期限切れとなることから、既存の対策を運用見直しにより延長するとともに、新たな冬期集落対策の創設を図るための法改正措置を講じられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成13年3月27日

(提出先)内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長